告示

○法務省告示第九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年八月二日法務省告示第三百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十八日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

有限会社秋山製作所	長野県佐久市北川五百二十五番地五十一	機械加工
株式会社田頭工作所	広島県尾道市因島中庄町四千九百五十一番地の二	溶接

○法務省告示第九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年十一月十一日法務省告示第五百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十八日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

岸部毛織株式会社	大阪府和泉市阪本町五百十五番地の一	寝具製作

○厚生労働省告示第五十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、その他のなす科野菜、かぼちや、しろうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、日本なし、西洋なし、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、牛の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に残留するアセキノシルの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年二月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアセキノシルの項を次のように改める。

アセキノシル	小豆類	0.5ppm
	やまいも	0.2ppm
	なす	1 ppm
	その他のなす科野菜	1.0ppm
	きゅうり	0.5ppm
	かぼちや	0.5ppm
	しろうり	0.7ppm
	すいか	0.1ppm
	メロン類果実	0.1ppm
	まくわうり	0.1ppm
	その他のうり科野菜	0.7ppm
	その他の野菜	0.7ppm
	みかん	0.2ppm
	なつみかんの果実全体	2 ppm
	レモン	1 ppm
	オレンジ	2 ppm
	グレープフルーツ	2 ppm
	ライム	2 ppm
	その他のかんきつ類果実	1 ppm
	りんご	1 ppm
	日本なし	1 ppm
	西洋なし	1 ppm
	マルメロ	0.4ppm
	びわ	0.4ppm
	もも	0.1ppm
	ネクタリン	1 ppm
	すもも	0.7ppm
	おうとう	2 ppm
	いちご	2 ppm
	ぶどう	0.5ppm
	パパイヤ	1 ppm
	マンゴー	0.5ppm
	その他の果実	2 ppm
	くり	0.02ppm
	ペカン	0.02ppm
	アーモンド	0.02ppm
	くるみ	0.02ppm
	その他のナッツ類	0.02ppm